

[委員会からのお知らせ](#)

[第234回食品安全委員会議事概要](#)

■第234回食品安全委員会■【化学・汚染】【動薬】【器具・容器】【新開発】

日時:平成20年4月17日(木) 14:00~15:00

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:13名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○水道により供給される水の水質基準の改正

1)1,1-ジクロロエチレン

2)1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)

・厚生労働省からの説明。

・水道により供給される水の水質基準の改正に関する2物質については、化学物質・汚染物質専門調査会において審議することとされた。

<参考>

1)家庭用ラップ、食品包装用フィルム、樹脂製造用の原料として使われている物質です。

2)プラスチック製造用の原料として使われている物質です。

(2)動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1)「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(6/85株)生ワクチン(ノビリス MG6/85)の再審査」に関する意見・情報の募集について

2)「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(G210株)生ワクチン(「京都微研、ポールセーバーMG)の再審査」に関する意見・情報の募集について

3)「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))の再審査」に関する意見・情報の募集について

4)「トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)の再審査」に関する意見・情報の募集について

5)「トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)」に関する意見・情報の募集について

6)「リファキシミン」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)~3)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染による鶏の産卵率低下の軽減を目的とした鶏用の生ワクチンです。

4)トリレオウイルス感染症の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。

5)コクシジウム病の発病防止を目的とした牛及び豚の経口剤です。

6)抗菌剤で、海外において、牛の乳房炎などの治療に用いられています。ポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)動物用医薬品「トルトラズリル」に係る食品健康影響評価について・事務局から説明。

・「トルトラズリルの一日摂取許容量(ADI)を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

2)清涼飲料水「1,1,2-トリクロロエタン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「1,1,2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量(TDI)を3.9µg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

3)清涼飲料水「1,1,1-トリクロロエタン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「メチル-tert-ブチルエーテルの耐容一日摂取量(TDI)を143µg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

5)清涼飲料水「ホルムアルデヒド」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「ホルムアルデヒドの耐容一日摂取量(TDI)を15µg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

6)清涼飲料水「銅」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「銅の許容上限摂取量(UL)を9mg/ヒト(成人)/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

<参考>

- 1) コクシジウム病の予防及び治療を目的として用いられます。
- 2) 洗剤原料として使用されるトリクロロエチレンの原料や、油脂、ワックス、天然樹脂等の溶剤として使われています。主に大気中に排出されますが、地下水に侵入すると分解されにくいことが知られています。
- 3) 金属の洗剤等や代替フロン原料に使われています。オゾン層を破壊する物質として知られ、1996年以降、原則として製造が禁止されています。
- 4) ガソリン添加剤に使われています。ガソリンの貯蔵タンクからの地下水への溶出の可能性が指摘されています。
- 5) 合成樹脂の原料や、ホルマリンとして、消毒薬や防腐剤などとして使われています。水中に入った場合は、主に微生物によって分解されると考えられます。
- 6) 人体にとって必須元素です。銅山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道設備を着色する原因となります。

(4) 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について

- ・自ら評価の案件候補とされた「食品中の鉛」の評価に関する意見交換会の結果について、概ね肯定的な反応であった旨を委員及び事務局から報告。
- ・本件について食品安全委員会が自らの判断で食品健康影響評価を実施することが決定され、化学物質・汚染物質専門調査会で評価を進めていくこととされた。

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成20年3月分)について

- ・3月中に寄せられた75件について、事務局から報告。

(6) その他

○体細胞クローン動物については下記をご覧ください。

http://www.fsc.go.jp/emerg/clone_03.html

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー